

「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」、「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案」等に関する意見募集の結果について

令和 4 年 5 月  
国土交通省自動車局

国土交通省では、令和 4 年 3 月 17 日（木）から同年 4 月 15 日（金）までの期間において、「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」、「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案」等に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して 82 件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 1. 実施方法

- ① 募集期間：令和 4 年 3 月 17 日（木）から同年 4 月 15 日（金）まで
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール、FAX 及び郵送

## 2. 意見数

提出意見数 82 件（提出者数 50 名）

## 3. お問い合わせ先

国土交通省自動車局自動車情報課

電話番号 03-5253-8111（内線 42114, 42117）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

## 御意見の概要及び国土交通省の考え方

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を決める政令案及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案(意見募集資料別紙1)	施行期日も含め、今回の改正については問題ない	ご意見ありがとうございます
	政令の改正等に反対(8件)	今回制定する政令は、法律の施行期日を定めるなどいずれも道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)の施行するため必要となるものです。
	「記載」→「記録」とする趣旨、「記入」→「記録」とする趣旨如何(3件)	ICタグ内に格納された情報について、「記載」又は「記入」と表現することは不適切であるため、「記録」と用語を見直すこととします。
	軽自動車税の納税確認電子化も全ての市町村で同時に行っていたきたい。	今回の改正内容と関連がないため、ご要望として承りますが、軽自動車税の納税確認オンライン手続きについても引き続き関係団体と協力し検討してまいります。
	継続車検に係る検査登録印紙代、審査証紙代、重量税の納付手続きを見直し欲しい。	今回の改正内容と関連がないため、ご要望として承りますが、現在、国土交通省では、税・手数料についてはクレジットカード納付を可能とするための取組を進めており、今後とも税・手数料のキャッシュレス化に努めてまいります。

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案(意見募集資料別紙2)	「有効期間の満了する日」等を自動車検査証の券面に記載せず、ICに記録することは反対。高齢者等に配慮が必要。車検切れを防止する方法を検討する必要がある。(8件)	記録等事務委託制度は、特定の条件を満たした場合において、運輸支局等へ出頭することなく、「有効期間の満了する日」の書き換えを行えるようにするためには、券面へ印字することなく IC タグに記録する事が必要となっています。 一方で、「有効期間の満了する日」等 IC タグの情報を読み取るため、専用のアプリを開発し無償で配付します。 また、アプリが普及するまでの間、従来の紙の自動車検査証に印字された事項を容易に確認できるようにするため、窓口において補助帳票を出力するとともに、スマートフォンやパソコンを有しない方が IC タグの情報を読み取るための仕組みを検討してまいります。
	IC チップにどのような情報が書き込まれているかや、その情報の活用方法等、自動車ユーザーへ広く周知して頂きたい。(2件)	ご意見ありがとうございます。電子車検証に関する情報については、ホームページ等を用いて周知して参ります。
	IC チップ内で「検査標章」や「車庫標章」の情報も管理してはどうか。	ご意見ありがとうございます。ご要望として承らせて頂きます。
	使用者名称を券面記載事項から無くしてもらいたい。	自動車検査証の利用者の利便性を確保するため、自動車検査証記載事項の一部については、券面に記載し、容易に目視での確認ができるようにすることが適当と考えています。
	自動車検査証の空き領域を利用する際に、自動車検査証の交付を受けている者にその目的を明示し、同意を得なければならない旨を定める規定は、国民の権利を制限するものであり反対	自動車検査証は、使用者に交付されるものであり、空き領域を活用する民間事業者等が、使用者本人の同意なく、勝手に自動車検査証を利用することは認められないと考えております。

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
	空き領域活用のための具体的な手続はどのように決定されるのか（7件）	空き領域の活用にあたっての具体的な手続等については、活用方法や、活用にあたってのセキュリティ担保方策について今後関係者の意見も聞きながら検討してまいります。
	「委託することができない事務」はどのようなものか	自動車検査証の有効期間の短縮に係る業務等です。
	「特定記録等事務代行者及び特定変更記録事務代行者の要件、遵守事項その他委託制度の実施に必要な事項を定める規定」はどのようなものか（2件）	「特定記録等事務代行者及び特定変更記録事務代行者の要件、遵守事項その他委託制度の実施に必要な事項を定める規定」の詳細は「特定記録等事務代行等委託要領」等で明確にしました。
	「特定記録等事務代行者及び特定変更記録事務代行者の要件、遵守事項その他委託制度の実施に必要な事項を定める規定」においては、他の制度も参考にしながらセキュリティの確保についての要件を定めるべきではないか	特定記録等事務代行者等のセキュリティ要件の詳細については、「特定記録等事務代行等委託要領」等で明確にしました。
	特定整備記録簿への使用者住所も記載不要ではないか	今回の改正内容と関連がないため、ご要望として承ります
特定記録等事務代行等委託要領（仮称）（意見募集資料別紙3）	準備を整え、確実に制度に対応出来る環境を構築したい。	施策へのご協力、誠にありがとうございます。記録等事務代行業務を実施するための環境については、「特定記録等事務代行等委託要領」等で明確にしました。
	国土交通省 HP は一般の人でも確認できるのか。	記録等事務委託制度に関する情報については、法令の施行日までに国土交通省 HP で公表し、広く確認できるようにします。
	記録等事務代行制度に関する情報提供は早めに行ってもらいたい。	ご意見ありがとうございます。本制度に関する情報については、ホームページ等を用いて周知して参ります。

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
	申請方法をポータルサイトからの申請に統一し、ポータルサイトの受付開始時期を前倒しして頂きたい。(2件)	ポータルサイトの構築は、システム構築作業の都合上、令和5年1月からといたします。一方で、令和5年1月以降の申請については、ご意見のとおり、ポータルサイトからの申請に統一するようにします。
	申請方法、申請時の提出書類を簡素化して頂きたい	令和5年1月以降はオンラインで申請することになることから、できる限り容易に申請を行うことができるよう申請画面のデザインや配置等を工夫してまいります。
	審査基準の詳細はどのようになるのか。(8件)	審査基準の詳細は「特定記録等事務代行等委託要領」等で明確にしました。
	記録等事務の委託を受けた者が行う事務は24時間365日可能なのか。	OSS申請を行い、運輸支局等で審査が完了したものについては、24時間365日手元で書き換えが可能となります。(ただし、運輸局等における審査については、従来と同様に開庁日となります)
	特定記録等事務において、停電やプリンタなど突然の設備障害により当該事務が行えなくなった場合の個別措置として、運輸支局等での更新への切り替え等の措置を設けて頂きたい。	設備のトラブル等により記録等事務代行者の手元での電子車検証の書き換え等が行うことができなくなった場合は、運輸支局において車検証情報の書き換え、検査標章の印刷等を行うことが可能です。
その他	OSSの普及拡大等の観点から、手数料の減額などインセンティブを設けて欲しい	ご意見ありがとうございます。OSSの普及促進についてのご要望として承ります。
	継続車検以外の手続きの改善をすべき	ご意見ありがとうございます。ご要望として承ります。
	車両を大量に使用している法人の本店所在地のみ変更になった場合、所有者が別にいる場合は、記載変更、所有者と使用者が同一の場合は、変更登録となります。これらのケースでは、出頭不要でOSS申請できるようにしていただきたい。	ご意見ありがとうございます。OSS申請手続きの改修時の参考とさせていただきます。

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
	<p>使用者の住所情報は写しでよいので、PDF ファイルの添付をできるようにしていただきたい。また、国税庁法人番号公表サイトで変更事項が確認できる場合には、法人番号の入力で PDF ファイルの添付を省略できるようにしていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。OSS 申請手続きの改修時の参考とさせていただきます。</p>
	<p>住所証明の PDF と受付リストのメール送付を認めていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。OSS 申請手続きの改修時の参考とさせていただきます。</p>
	<p>使用者の住所情報を紙で提出する必要がある場合には郵送申請を受付していただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。OSS 申請手続きの改修時の参考とさせていただきます。</p>
	<p>変更登録（使用の本拠の位置に変更がなく、所有者兼使用者の住所の変更）の場合は使用の本拠の位置を証する書面の添付が必要と判断されて OSS で申請することができません。使用の本拠の位置を証する書面の添付が必要であっても記載変更であれば、OSS 申請を受け付けるのに、紙申請では受付ない理由を教えてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 変更登録の一部については OSS 申請の対象となっていないことから、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、使用の本拠の位置を証する書面の添付が必要になる申請においては記載変更ではなく変更登録になるものと考えます。</p>
	<p>使用の本拠の位置を証する書面の添付が不要な場合（同一法人で使用の本拠の位置が使用者住所と別で、使用の本拠の位置に変更がなく、使用者住所に変更がある場合）も OSS 申請ができません。本制度の活用ができないので、速やかに修正していただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。OSS 申請手続きの改修時の参考とさせていただきます。</p>
	<p>記録事務代行者が電子車検証を預かり書換を行う際（例えば所有権解除）、IC 情報の書き換え作業はその場で完了し、書き換えられた電子車検証はユーザーにその場で返却し、その後、運輸支局に関係書類の持ち込むという流れにして欲しい。 又は、譲渡証明書の郵送や電子化を検討して欲しい。（2件）</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご要望として承りません。</p>
	<p>紙の手続きも同様だが、ユーザーから車検証を預かる場面があり、車両が運行できなくなってしまうため、車検証の搭載義務を緩和して欲しい。（2件）</p>	<p>今回の改正内容と関連がないため、ご要望として承りません。</p>
	<p>整備記録簿、継続検査申請書、自動車税納付書を整備記録簿一枚で受検できないか（2件）</p>	<p>今回の改正内容と関連がないため、ご要望として承りません。</p>

	ご意見の概要	国土交通省の考え方
	抹消登録について、電子車検証を返納して手続きを完結するのではなく、IC情報の書換は記録事務で終わるようにしてほしい。	記録等事務は、車検証の券面事項に変更がない一部の手続きについて可能となるものであり、抹消登録は記録等事務の対象となっておりませんが、OSS申請による抹消登録の手続きの簡素化については、引き続き検討してまいります。
	記録事務で必要となる機器の導入費用等の費用負担はどうか	記録等事務に係る費用は記録等事務代行者が負担することになりますが、過度な負担とならないよう汎用的な機器で記録等事務が実施できることとしております。
	自動車検査証の有効期間の満了する日については、車検証閲覧アプリだけではなく、サードパーティ製のアプリで読み取れるようにしてほしい。	自動車検査証のICタグには、所有者の氏名・住所、使用者の住所等の個人情報が記録されることとなり、自動車検査証を悪用しようとする者がこれらの情報にアクセスしようとすることを防ぐ観点から、セキュリティ対策を講じる必要があるため、国土交通省が開発・提供するアプリによってのみ読み取れるようにしています。
	車検証のICカード化にそもそも反対	車検証のICカード化は、令和元年の道路運送車両法改正により導入されるものであり、今回の改正は、施行日や記録等事務代行に関する細則等を定めるものです。国土交通省では、引き続き自動車検査登録手続きのデジタル化に取り組んでまいります。
	ICカード化は賛成だが、その費用を利用者に負担させるのは反対。	現行の紙の車検証の発行に係る費用を含め自動車の検査登録に必要な費用は、自動車ユーザーが支払う自動車検査登録手数料により賄われており、電子車検証についても同様となります。
	指定整備工場で自動車税の納付状況もICチップで判断できる仕組みにしてほしい。	今回の改正内容と関連がないため、ご要望として承ります。

ほか、今回の意見募集とは関係のない意見が7件ありました